

蔵王町の給与・定員管理等について

(平成 27 年 8 月 26 日公表)

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

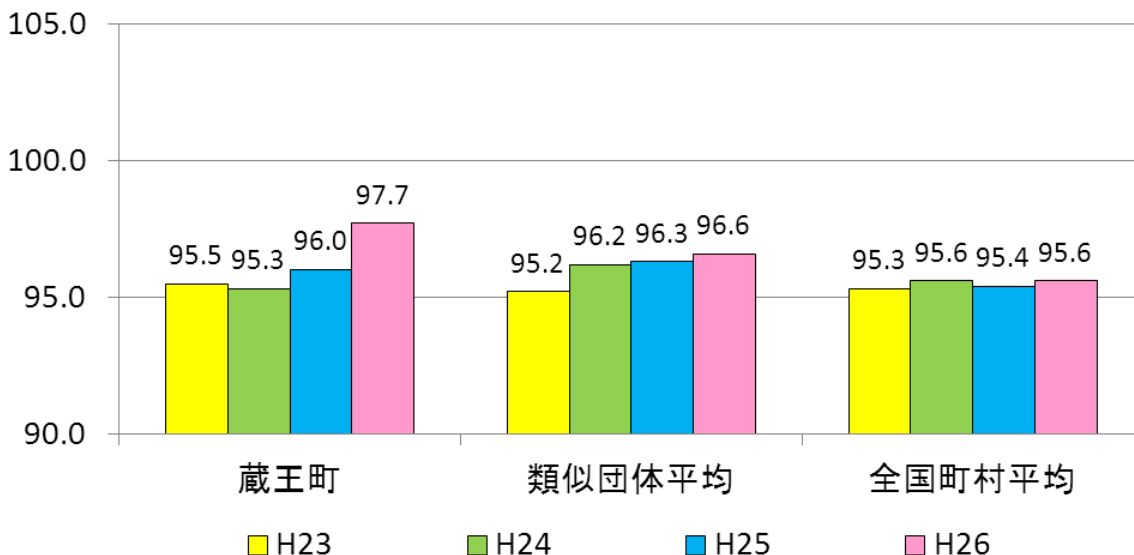
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)24年度 の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
25	12,866	5,896,032	215,580	1,241,040	21.0	20.0

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25	146	507,474	72,831	184,405	764,710	5,238	5,411

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成 25 年 4 月 1 日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況 (各年 4 月 1 日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成 24 年及び平成 25 年は、国家公務員の時限的な（2 年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 26 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が、①3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、②3 年連続で上昇している場合、③100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①の理由：主な要因は、職員構成の変動（階層変動）によるものと考えられる。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与	較差	勧告 (改定率)		
年度	円		該当なし	%	%	%
			(%)			

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差	勧告 (支給月数)		
年度	月		該当なし	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均 2%引下げ。激変緩和のため、3 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 従来から仙台市で勤務する職員（県庁へ派遣）について、国基準と同様に 6%を支給。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
	歳	円	円	円
蔵王町	40.4	301,200	353,400	324,400
宮城県	42.5	325,697	402,675	360,391
国	43.5	335,000	—	408,472
類似団体	41.8	310,704	355,871	335,132

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
	歳	人	円	円	円		歳	円	
蔵王町	48.4	10	257,900	277,100	262,600	—	—	—	—
うち学校給食員	*	(1)	*	*	*	調理士	45.8	232,400	*
うち用務員	51.1	5	272,400	287,000	279,200	用務員	54.3	199,300	1.44
うち自動車運転手	*	(1)	*	*	*	自家用乗用自動車運転手	48.5	237,900	*
うちその他技能職員	41.1	3	209,200	218,500	209,200	—	—	—	—
宮城県	51.0	216	334,856	379,231	359,866	—	—	—	—
国	50.1	3,119	287,992	—	326,611	—	—	—	—
類似団体	50.2	5	283,482	299,404	292,041	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
	円	円	
蔵王町	4,338,500	—	—
うち学校給食員	*	3,115,100	*
うち用務員	4,517,300	2,747,000	1.64
うち自動車運転手	*	3,277,700	*
うちその他技能職員	3,430,500	—	—

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成 23～25 年の 3 ケ年平均）。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- ※ 区分ごとの職員数が 3 人未満の場合は、個人情報保護のため、*(アスタリスク)表示としている。

(注) 1 「平均給料月額」とは、26 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区 分		蔵 王 町	宮 城 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100	144,500	140,100
技能労務職	高 校 卒	137,200～183,700	141,900	—
	中 学 卒	121,600～152,600	125,400	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成 26 年 4 月 1 日現在）

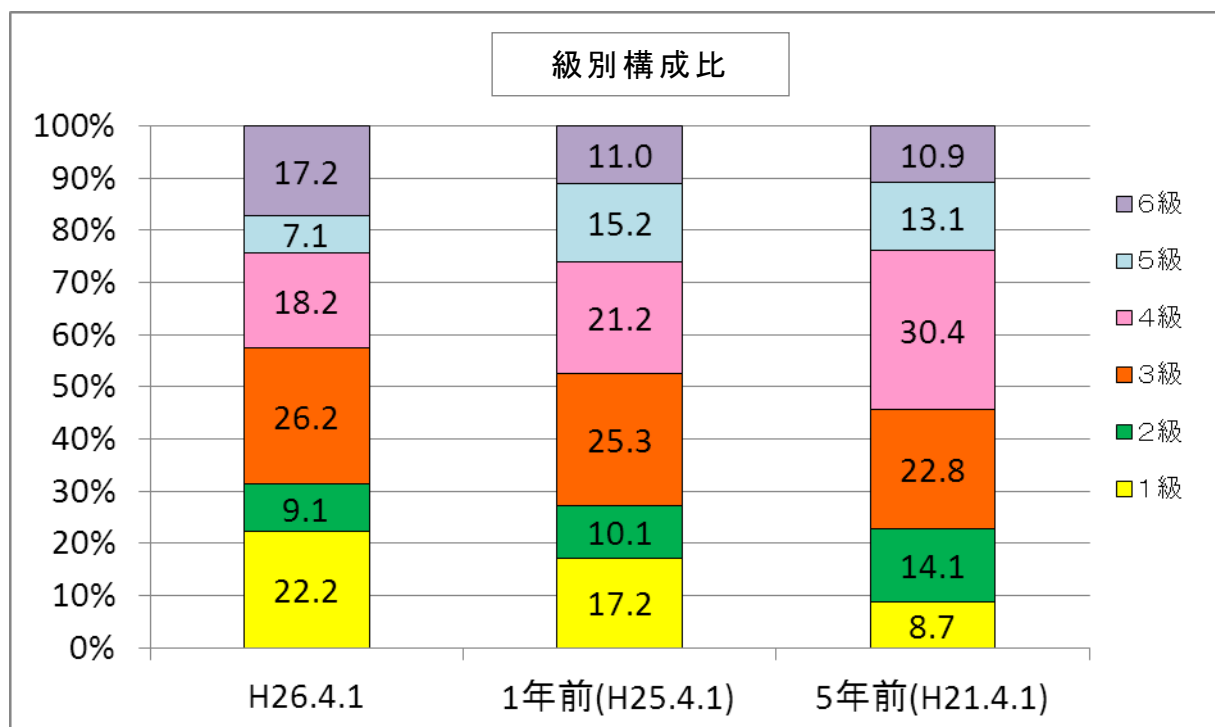
区 分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満	経験年数 25年以上30年未満
一般行政職	大 学 卒	265,700 円	— 円	365,700 円	— 円
	高 校 卒	225,000	281,500	317,100	366,100
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	281,100
	中 学 卒	178,200	176,700	—	272,300

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	会計管理者の職務、総務課長など重要な業務を所掌する課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職の職務（課長、専門監）	17	17.2	322,100	422,600
5級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職の職務（課長補佐）	7	7.1	290,700	400,600
4級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職の職務（課長補佐、主幹）	18	18.2	263,500	388,300
3級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので長が規則で定める職の職務（係長、主査）	26	26.2	224,600	354,700
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務又はこれらと同程度のもので長が規則で定める職の職務（主事、技師）	9	9.1	187,700	308,000
1級	主事及び技師又は長が規則で定める職の職務（主事、技師）	22	22.2	137,600	244,900

- (注) 1 蔵王町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成18年度から全職員に勤務評定を行い、勤務成績によって5段階で評価を決定し、その評価に応じて昇給号俸を決定している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

蔵 王 町	宮 城 県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,288千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,634千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

勤務成績の評定を行い昇給へ反映しているが、勤勉手当への反映はしていない(一律支給)。

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

蔵 王 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～45%加算	
(退職時特別昇給)	無				
1人当たり平均支給額	24,565千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		186千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		186,030円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
仙台市	6%	1人	6%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		97.7 (97.7)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

支給実績（25年度決算）				千円
支給職員 1 人あたり平均支給年額（25年度決算）		該当なし		円
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）				%
手当の種類（手当数）				種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（25年度決算）	左記職員に対する支給単価

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	27,334千円
職員 1 人あたり平均支給年額（25年度決算）	197千円
支給実績（24年度決算）	30,656千円
職員 1 人あたり平均支給年額（24年度決算）	219千円

（注） 職員 1 人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」及び「支給実績（24年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（25年度決算）	支給職員 1 人あたり平均支給年額（25年度決算）
扶養手当	1) 配偶者 13,000円 2) 配偶者以外の扶養親族 1人について6,500円 ※職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人につき11,000円。 ※扶養親族である子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子は1人につき5,000円加算。	同	—	14,207千円	229,145円
住居手当	借家（借間）に居住する職員 1) 家賃が月額23,000円以下 家賃 - 12,000円 2) 家賃が月額23,000円超 11,000円 + (家賃 - 23,000円) × 1/2 ※限度額27,000円	同	—	6,150千円	267,391円
通勤手当	1) 交通機関等の利用者 限度額55,000円 ※定期券使用が最も経済的かつ合理的な区間については、支給単位期間（6箇月を限度）に対応する通用期間の定期券の価額とし、それ以外の区間については、回数乗車券等による通勤21回分の運賃の額 2) 自動車等の利用者 使用距離（片道2キロメートル以上）により 4,000円～23,000円	一部異	2について使用距離区分	10,621千円	84,968円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職員に対し支給（40,100円～62,300円）。	一部異	支給額	11,338千円	708,625円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額 × 135/100 × 勤務時間数	同	—	— 円	— 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (25年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた場合 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同	—	— 千円	— 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた場合 1回4,200円(5時間未満のときは2,100円)	同	—	— 千円	— 円
管理職員 特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合 1回4,000円(6時間超のときは4,000円×150/100)	同	—	— 千円	— 円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	町副町長	円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
			円/円	
報酬	町長	846,000	846,000 / 517,200	
	副町長	610,000	676,000 / 480,000	
期末手当	町長	(25年度支給割合) 2.95月分		
	副町長	(25年度支給割合) 2.95月分		
	議会議長	305,000	340,000 / 247,000	
退職手当	議会議長	257,000	280,000 / 191,100	
	議会議員	247,000	252,000 / 172,900	
	備考	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町長	846,000×0.44×48月	17,867,520円	任期毎に支給
	副町長	610,000×0.26×48月	7,612,800円	任期毎に支給

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

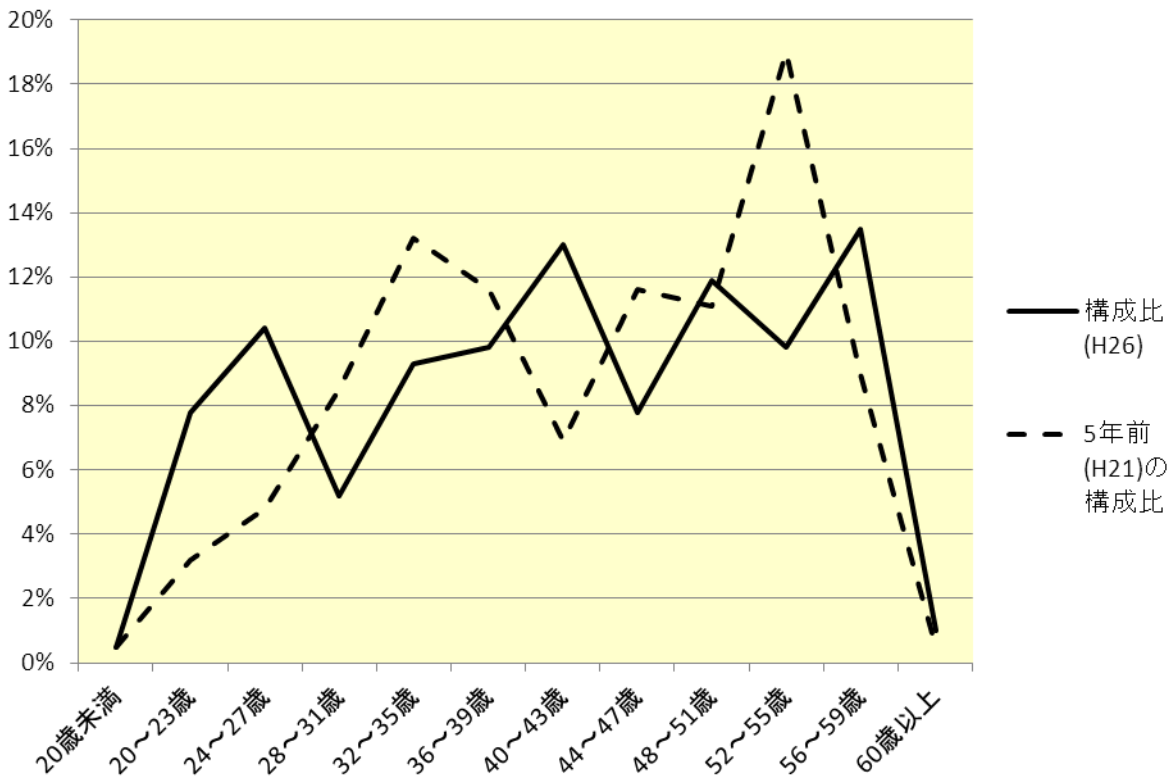
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成26年	平成25年		
普通会計部門	議会	3	3		業務増(2)
	総務	27	27		
	税務	12	12		
	民生	33	31	2	
一般行政部門	衛生	12	12		欠員不補充(▲2)
	労働				
	農林水産	9	11	▲2	
	商工	7	6	1	
	土木	12	11	1	
	計	115	113	2	<参考> 人口1万人当たり職員数89.38人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数74.21人)
	教育部門	34	34		
	小 計	149	147	2	<参考> 人口1万人当たり職員数115.81人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数93.74人)
公営 企業計 等部門	病院	26	27	▲1	欠員不補充(▲1)
	水道	7	7		
	下水道	2	2		
	その他	9	9		
	小 計	44	45	▲1	
	合 計	193 [222]	192 [222]	1 []	<参考> 人口1万人当たり職員数150.01人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）



区 分	20歳 未 満	20歳 \ 23歳	24歳 \ 27歳	28歳 \ 31歳	32歳 \ 35歳	36歳 \ 39歳	40歳 \ 43歳	44歳 \ 47歳	48歳 \ 51歳	52歳 \ 55歳	56歳 \ 59歳	60歳 以 上	計
職員数	1人	15人	20人	10人	18人	19人	25人	15人	23人	19人	26人	2人	193人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年 度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	106	107	108	112	113	115	9(8.5%)
教育	37	36	34	35	34	34	▲3(▲8.1%)
普通会計 計	143	143	142	147	147	149	6(4.2%)
公営企業等会計 計	46	44	46	45	45	44	▲2(▲4.3%)
総合計	189	187	188	192	192	193	4(2.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

○ 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
25	457,798	63,390	47,699	10.4	10.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A	(参考) 市町村平均 一人当たり 給与費 (水道事業)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25	7	26,328	5,121	10,076	41,525	5,932	6,123

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成 26 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
蔵王町	42.3歳	341,400円	498,444円
団体平均	45.0歳	342,822円	509,358円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

蔵王町（水道事業）	蔵王町（一般行政職）
1人当たり平均支給額（25年度） 1,440千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,288千円
（25年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 （1.45）月分 （0.65）月分	（25年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 （1.45）月分 （0.65）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

蔵王町（水道事業）			蔵王町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置2～20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置2～20%加算	
（退職時特別昇給	無）		（退職時特別昇給	無）	
1人当たり平均支給額	— 千円		1人当たり平均支給額	24,565千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）	— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	— 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
仙台市	6%	0人	6%

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）	該当なし			千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	該当なし			円
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）	該当なし			%
手当の種類（手当数）	該当なし			種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（25年度決算）	左記職員に対する支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	1,183千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	197千円
支給実績（24年度決算）	2,176千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	363千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (25年度決算)
扶養手当	1) 配偶者 13,000円 2) 配偶者以外の扶養親族1人について6,500円 ※職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人につき11,000円。 ※扶養親族である子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日まで間にある子は1人につき5,000円加算。	同	—	2,074千円	345,667円
住居手当	借家（借間）に居住する職員 1) 家賃が月額23,000円以下 家賃 - 12,000円 2) 家賃が月額23,000円超 11,000円 + (家賃 - 23,000円) × 1/2 ※限度額27,000円	同	—	101千円	101,000円
通勤手当	1) 交通機関等の利用者 限度額55,000円 ※定期券使用が最も経済的かつ合理的な区間については、支給単位期間（6箇月を限度）に対応する通用期間の定期券の価額とし、それ以外の区間については、回数乗車券等による通勤21回分の運賃の額 2) 自動車等の利用者 使用距離（片道2キロメートル以上）により 4,000円～23,000円	同	—	504千円	72,000円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職員に対し支給（51,900円～62,300円）。	同	—	748千円	747,600円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額 × 135/100 × 勤務時間数	同	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた場合 勤務1時間当たりの給与額 × 25/100 × 勤務時間数	同	—	— 千円	— 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた場合 1回4,200円（5時間未満のときは2,100円）	同	—	— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合 1回4,000円（6時間超のときは4,000円 × 150/100）	同	—	— 千円	— 円